



三重県公報

令和4年9月13日 (火)

第 345 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
病院事業庁管理規程			
9	三重県病院事業庁職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	2
告 示			
569	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	3
570	保安林の指定施業要件を変更する旨	(治 山 林 道 課)	3
571	同件	(同)	4
572	同件	(同)	4
573	同件	(同)	5
574	同件	(同)	5
575	証紙の販売人の住所を変更した旨の届出	(出 納 局)	5
選 管 告 示			
59	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	6
60	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	7
61	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(同)	7
病 院 事 業 庁 告 示			
2	三重県立志摩病院の利用料金の承認	(病 院 事 業 庁)	7
海 調 委 告 示			
5	定置漁業の保護区域を定めた旨	(海区漁業調整委員会)	10
公 告			
	土地改良区の解散認可	(農 地 調 整 課)	11
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	11
	同件	(同)	11
	同件	(同)	11
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	12
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	12
	同件	(同)	12
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(技 術 管 理 課)	12

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和四年九月十三日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第九号

三重県病院事業庁職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁職員被服貸与規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職員		品目	数量	期間
病院	(1) 医師 歯科医師 薬剤師 診療放射線技師 マッサージ師	白衣 白ズボン 白靴	1 1 2	1 1 1
	(2) 臨床検査技師 臨床工学技士	白衣 白ズボン 白靴	2 1 2	1 1 1
	(3) 心理検査技師 医療福祉技師	白衣 又は トレーニングシャツ 又は 作業服（上）	1 1 1	1 1 2
	(4) 助産師 看護師 准看護師	白衣及び白ズボン 又は トレーニングシャツ及び トレーニングパンツ 白靴	2 2 2	1 1 1
	(5) 作業療法士 理学療法士 言語聴覚士	白衣及び白ズボン 又は トレーニングシャツ及び トレーニングパンツ 又は 作業服（上） 及び 作業服（下） 白靴 運動靴	2 2 1 1 2 1	1 1 2 1 1 1
	(6) 保育士	エプロン	2	1
	(7) 管理栄養士	白衣 帽子 ゴム長靴	2 1 1	1 1 3
	(8) 技術専門員 （看護等の助手業務に従事する者）	白衣 白ズボン 帽子 白靴	2 2 1 2	1 1 1 1
	(9) 技術専門員 （施設管理業務に従事する者）	作業服（上下） 又は 白衣 夏シャツ ズック靴 又は ゴム長靴	1 1 1 1 1	1 1 2 1 5
	(10) (1)から(9)までに掲げる職員以外の職員	作業服（上） 又は 白衣	1 1	2 1

	臨時又は非常勤の職員で副庁長等が認める者	各職種及び業務の区分に準じて副庁長等が定める。	予算の範囲において副庁長等が定める。	副庁長等が必要と認める期間
共通	副庁長等が必要と認める職員	業務上必要と認める消耗品（一件 500 円以下のものに限る。）	予算の範囲において副庁長等が定める。	副庁長等が必要と認める期間

備考 1 白衣、白ズボン及び帽子で数量が 1 のものについては、貸与を受ける資格を取得した最初の貸与に限り数量を 2 とする。

2 白衣及び白ズボンで数量が 2 のものについては、貸与を受ける資格を取得した最初の貸与に限り数量を 4 とすることができる。この場合において、期間の欄中「1」とあるのは「2」とする。

附 記

- 1 本の管理規程は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 本の管理規程の施行の日前に改正前の三重県病院事業庁職員被服貸与規程の規定により貸与した被服等は、改正後の三重県病院事業庁職員被服貸与規程の規定により貸与した被服等とみなす。

告 示

三重県告示第 569 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 25 年 8 月 15 日 第 53 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
松阪興産 株式会社	代表取締役 中川 祐	三重県松阪市鎌田町 253 番地 5

3 変更内容

(1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
上村 光矢	玄米	K 242010610

(2) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
鎌倉 恵子	玄米	K 2429439

三重県告示第 570 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 571 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

いなべ市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 572 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ

市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 573 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 574 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重郡菰野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
三重郡菰野町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び菰野町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 575 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、住所を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	住 所		変更年月日
	旧	新	
株式会社ファミリーマート	三重県四日市市西新地 1-19 西新地ビル	愛知県名古屋市中区葵 1-19-30 マザックアートプラザ 19 階	令和 4 年 8 月 29 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 59 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
しんかいあきこ後援会	竹 本 博 志	相 川 勝 子	多気郡明和町佐田 924-75	令和 4 年 7 月 7 日	
高岡洋後援会	大 井 隆	植 村 和 行	南牟婁郡御浜町志原 1960-10	令和 4 年 6 月 10 日	
西井かずひろ後援会	田 垣 実 郷	尾 藤 ひさみ	多気郡明和町明星 2306-1	令和 4 年 7 月 6 日	
深水たかし後援会	佐 野 武 則	米 川 宗太郎	亀山市下庄町 1752	令和 4 年 7 月 11 日	
ふるた吉昭後援会	古 田 吉 昭	古 田 吉 昭	亀山市北町 9-1	令和 4 年 7 月 27 日	
みんなで変える鈴鹿の新時代の会	永 戸 孝 之	永 戸 千 草	鈴鹿市郡山町 600-26	令和 4 年 8 月 1 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党三重県参議院選挙区第二支部	山 本 佐知子	主たる事務所の所在地	桑 名 市 大 福 426-3	四日市市松本三丁目 9-9	令和 4 年 7 月 21 日	政党
自由民主党三重県三電協支部	川 合 淳	代表者	川 合 淳	齋 藤 英 樹	令和 4 年 4 月 1 日	政党
自由民主党三重県宅建支部	後 藤 明 徳	会計責任者	檜 井 孝 明	富 士 松 洋 也	令和 4 年 7 月 21 日	政党
自由民主党三重県郵政政治連盟支部	山 本 悟 良	主たる事務所の所在地	津市美里町足坂 246-1	四日市市中野町 1116-2	令和 4 年 3 月 31 日	政党
世古口てつや後援会	山 口 直 人	主たる事務所	多気郡明和町大字中村 1271-1	多気郡明和町大字大淀甲 828	令和 4 年 7 月 25 日	

の所在
地

松阪地区医師連盟 平岡直人 代表者 平岡直人 小林昭彦 令和4年
6月16日
森ひでゆき後援会 森英之 会計責 島田強 松井功至 令和4年
任者 8月1日

三重県選挙管理委員会告示第 60 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
太田耕司後援会	太田耕司	令和4年2月21日	
市民がつくる政治の会 三重支部	木下亜紀	令和4年6月30日	

三重県選挙管理委員会告示第 61 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
老人ホーム (略)	(略)	老人ホーム (略)	(略)
松阪市下村町869-3	住宅型有料老人ホーム エスペランサ下村	松阪市下村町869-3	住宅型有料老人ホーム エスペランサ下村
<u>松阪市曲町字小紋 1481番地</u>	<u>特別養護老人ホームな でしこ苑</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
員弁郡東員町大字長深 字狐小路3140番2	特別養護老人ホームパ ークレジデンス	員弁郡東員町大字長深 字狐小路3140番2	特別養護老人ホームパ ークレジデンス
<u>員弁郡東員町山田 3600-1</u>	<u>北部陽光苑</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

病院事業庁告示

三重県病院事業庁告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県立志摩病院の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立志摩病院の利用料金の承認（令和 4 年三重県病院事業庁告示第 1 号）は、令和 4 年 9 月 30 日限り廃止します。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

1 指定管理者

公益社団法人地域医療振興協会
理事長 吉新 通康

2 利用料金の額

下記の表に掲げるものにあつては同表に定める額とし、これら以外のものにあつては健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下これらを「診療報酬の算定方法」という。）、健康保険法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 4 項第 1 号及び第 53 条第 2 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに限り適用する。）その他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき消費税が課されるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。））とする。ただし、診療契約によるものについては、その契約額とする。

区分	単位	金額（円）
1 診療料（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の適用のあるものに限る。）		診療報酬の算定方法に基づく 1 点の単価に 2.0 を乗じて算定した額
2 死体検案料	1 件につき	9,530
3 死体処理料	1 件につき	7,530
4 洗濯料	1 件につき	
(1) 下着、靴下、ハンカチ、タオル、Tシャツ、布おむつその他これらに類するもの		50
(2) 寝巻、襟付きシャツ、運動着、浴衣、バスタオルその他これらに類するもの		100
(3) 上衣、ズボン、スカート、セーター、ワンピースその他これらに類するもの		150
(4) 防水シート、失禁マットその他これらに類するもの		200
5 自動車使用料	1 キロメートルにつき	
(1) 患者搬送の場合		90
(2) 訪問診療等の場合		20
6 分べん料（1 児を 1 件とし、多胎の場合の 2 児以上については、時間内料金とする。）	1 件につき	
(1) 時間内の場合		172,000
(2) 時間外の場合		178,000
(3) 深夜又は休日の場合		187,000
7 人工妊娠中絶料	1 件につき	
(1) 11 週まで		
ア 経産婦		87,000
イ 未産婦		94,000
(2) 12 週以上		155,000
8 新生児管理料	1 日につき	8,500
9 新生児介補料	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 1 第 8 号に係る場合		3,810
(2) その他の場合		4,190
10 乳児介補料	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 1 第 8 号に係る場合		570
(2) その他の場合		620
11 予防接種料	1 件につき	
(1) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定によるもの		
ア ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎（4 種混合）		12,090
イ ジフテリア、百日せき及び破傷風（3 種混合）		7,720
ウ ジフテリア及び破傷風（2 種混合）		6,600

エ 急性灰白髄炎（ポリオ）		8,550
オ 麻しん及び風しん		10,880
カ 麻しん		7,510
キ 風しん		7,510
ク 日本脳炎		
(ア) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン製剤を使用するもの		7,730
(イ) その他のもの		6,910
ケ 結核		8,020
コ H i b 感染症		10,010
サ 肺炎球菌感染症（小児又は高齢者がかかるものに限る。）		9,150
シ ヒトパピローマウイルス感染症		15,740
ス 水痘		9,350
セ B 型肝炎		7,010
ソ ロタウイルス胃腸炎		13,550
タ インフルエンザ		4,550
(2) その他のもの		
ア おたふくかぜ		7,820
イ 肺炎球菌感染症（(1)サに掲げるものを除く。）		9,150
ウ 帯状疱疹		21,000
12 ウイルス抗体価検査料	1 項目につき	860
13 生命保険等に係る医師面談料	1 件 30 分につき	5,500
14 診察券の再交付料	1 枚につき	200
15 エックス線等フィルムの複写料及び複製料	1 枚につき	
(1) 複写料		
ア 半切		780
イ 大角		600
ウ 大四ツ切		570
エ 四ツ切		480
オ 六ツ切		460
カ B4		730
(2) 複製料		
光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）		850
16 薬剤容器料	1 個につき	
(1) 大（容量 300 c c 以上）		60
(2) 中（容量 30 c c 以上 300 c c 未満）		50
(3) 小（容量 30 c c 未満）		40
17 その他療養の給付に直接関係のないサービス等（実費徴収できるものに限る。）	1 件につき	実費に相当する額

備考

- 1 時間内とは午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間を、時間外とは時間内及び深夜以外の時間を、深夜とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間をいう。ただし、土曜日にあつては、深夜以外の時間については時間外とする。
- 2 休日とは、前号に規定する時間区分にかかわらず、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいう。

加算分

区分	単位	金額（円）
1 特別室の使用	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 1 第 8 号に係る場合		
ア S 室		15,000
イ A 室		6,000
ウ B 室		5,000
エ C 室		4,000
オ D 室		3,000
カ E 室		2,500
キ F 室		2,000
ク G 室		1,000
(2) その他の場合		
ア S 室		16,500

イ A室		6,600
ウ B室		5,500
エ C室		4,400
オ D室		3,300
カ E室		2,750
キ F室		2,200
ク G室		1,100
2 初診（他の病院又は診療所から文書による紹介がある場合等を除く。）	1回につき	
(1) 消費税法別表第1第8号に係る場合		7,000
(2) その他の場合		7,700
3 再診（他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合等を除く。）	1回につき	
(1) 消費税法別表第1第8号に係る場合		3,000
(2) その他の場合		3,300
4 入院期間が180日を超える入院（厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院（厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。）をいう。）	1日につき	
(1) 消費税法別表第1第8号に係る場合		2,160
(2) その他の場合		2,370

3 利用料金の承認年月日

令和4年9月13日

4 利用料金の適用年月日

令和4年10月1日

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第5号

定置漁業（通称大型定置漁業）は漁業法（昭和24年法律第267号）第69条に基づいて漁業権が付与されていますが、このほかに定置漁業の保護区域について、同法第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和4年9月13日

三重海区漁業調整委員会会長 浅井利一

1 保護区域（別図参照）

次の直線A、B、C及びDの4直線によって囲まれた区域

(1) 沖合の線（A）

身網の突き当たりから沖へ300メートル離れた所を通り、両側の台を結ぶ線又は台が2個ある場合はその中間点を結ぶ線（以下「基線」といいます。）に平行な直線

(2) 側面の線（B及びC）

基線の延長線上を前方の台から前方へ500メートル離れた所及び後方の台から後方へ300メートル離れた所を通り、基線の延長線と直角な2直線。ただし、両口網の場合は、基線の延長線上を両側の台から両方へ500メートル離れた所を通り、基線の延長線と直角な2直線

(3) 沿岸の線（D）

垣網の磯側の末端を通り、基線に平行な直線

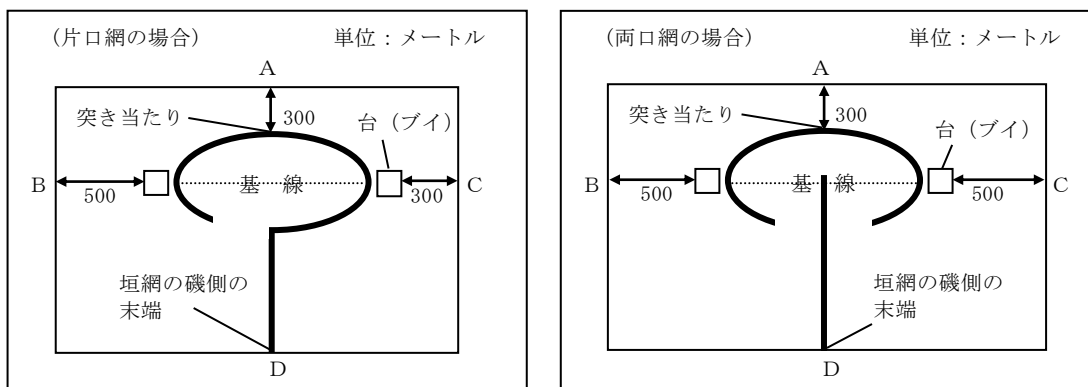
2 禁止行為

1の保護区域においては、遊漁（水産動植物を採捕する行為をいいます。）又は集魚灯を使用する漁業をすることはなりません。ただし、共同漁業権者及び定置漁業権者の同意を得た場合は適用を除外します。

3 指示する期間

令和4年10月1日から令和6年9月30日まで

別図



公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 2 項の規定により、垂水土地改良区（津市藤方 1491-2）の解散を令和 4 年 9 月 2 日認可しました。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名地域防災総合事務所長から通知がありました。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（地形測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 9 月 19 日から令和 5 年 1 月 17 日まで
- 3 作業地域
桑名郡木曾岬町新輪

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、東員町長から通知がありました。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳数値化）
- 2 作業期間
令和 4 年 8 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域
員弁郡東員町全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 9 月 1 日から同年 10 月 11 日まで

- 3 作業地域
南牟婁郡紀宝町浅里

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 8 月 29 日に終了した旨、三重県津農林水産事務所長から通知がありました。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
津市一身田上津部田、同市安濃町中川、同市安濃町連部及び亀山市安知本町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により、亀山市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
亀山都市計画地区計画
亀山 P A スマートインターチェンジ周辺地区地区計画
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、亀山市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類
亀山都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 9 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | |
|-----------|---|
| 1 特定役務の名称 | 三重県公共工事進行管理システム（第 5 期）構築・運用保守業務委託 |
| 2 担当部署 | 三重県津市広明町 13 番地
三重県県土整備部技術管理課 |
| 3 落札者決定日 | 令和 4 年 8 月 24 日 |
| 4 落札者 | 三重県津市羽所町 700 アスト津
富士通 J a p a n 株式会社三重支店 支店長 渡邊 真司 |
| 5 落札金額 | 入札価格 539,537,600 円
契約金額 593,491,360 円 |
| 6 決定手続 | 総合評価一般競争入札 |
| 7 入札公告日 | 令和 4 年 6 月 7 日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
